

千葉市公告第583号

令和2年9月27日に執行する千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったため、同令第22条第1項の規定により公告します。併せて同令第22条第4項後段の規定に基づき、選挙すべき委員の数を次のとおり定めたため、同令第4項前段の規定により公告します。

令和2年9月7日

千葉市長 熊谷俊人

記

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |